

果樹共済

令和8年度引受

令和9年産 うんしゅうみかん

令和10年産 なつみかん

令和10年産 不知火



果樹共済のしくみ ～収穫共済 半相殺減収総合一般方式～

果樹共済は農業保険法に基づく制度で、掛金の半分を国が負担します

加入できる果樹の種類

共済目的の種類	類区分	栽培面積	
うんしゅうみかん	極早生・早生	5a 以上	・共済目的の種類ごとに加入できます ・共済目的の種類ごとにすべての園地を加入いただきます ※加入する園地の選択はできません
	普通	5a 以上	
	ハウス栽培	2.5a 以上	
なつみかん		5a 以上	・結果樹齢に達しているものが補償の対象です
不知火		5a 以上	

共済責任期間

共済目的の種類	共済責任期間	令和8年度に加入した場合 補償の対象となる年産
うんしゅうみかん	加入年の春枝の伸長停止期から 翌年産の収穫まで	令和9年産
なつみかん 不知火	加入年の春枝の伸長停止期から 翌々年産の収穫まで	令和10年産

※収穫とは、果実を適期に採取し、園地から搬出することをいう

共済事故

風水害、寒害、凍霜害、その他気象上の原因による災害、病虫害、鳥獣害、地震による収穫量の減少

※隔年結果は補償の対象ではありません

※病虫害、連年鳥獣害が発生している、その他肥培管理が不十分である園地は分割評価を行います



日焼け



裂果



獣害

補償の内容 最高補償限度割合 7割で加入の場合

共済目的の種類(うんしゅうみかんは類区分)ごとに引受・損害評価

※園地単位の補償ではありません

**減収量^{※4} > 基準収穫量^{※3} × 3割 となった場合に
3割を超える部分の減収について共済金をお支払いします**

10aあたりの掛金等・共済金の目安

共済目的の種類	類区分	標準収穫量 ^{※1}	共済金額 ^{※2}	農家負担掛金等 (賦課金含む)	共済金 ^{※5}	
					収穫量が4割減	収穫量が5割減
うんしゅうみかん	極早生・早生	1,800kg	30万円	2,800円	42,900円	85,700円
	普通	1,500kg	22万円	1,400円	31,400円	62,900円
	ハウス栽培	4,300kg	271万円	11,200円	387,100円	774,200円
なつみかん		2,000kg	17万円	1,600円	24,300円	48,600円
不知火		1,100kg	22万円	3,700円	31,400円	62,900円

※1 標準収穫量

園地ごとに設定し、共済目的の種類(うんしゅうみかんは類区分)ごとに集計したもの
引受時に共済金額算定の基礎となります
三重県が通知した平均的な単収を基礎として、加入時に園地を調査し、園地条件等を考慮して設定
継続加入者は過去の被害状況も加味します

※2 共済金額

支払われる共済金の最大の金額(補償額)
標準収穫量 × 1kgあたり価格 × 付保割合(4~7割)
・1kgあたり価格は農林水産省の告示による
・付保割合は加入者が選択

※3 基準収穫量

園地ごとに設定し、共済目的の種類(うんしゅうみかんは類区分)ごとに集計したもの
損害評価時に減収量算定の基礎となります
補償の対象となる年産の開花期に園地を調査
標準収穫量に開花状況、前年産の被害状況を加味して設定

※4 減収量

$\Sigma(\text{被害申告園地の基準収穫量}) - \Sigma(\text{被害申告園地の見込収穫量})$
・被害申告のあった園地で実測調査等により見込収穫量を算定します

※5 共済金

現地調査要領による損害割合(減収量÷基準収穫量)に応じた支払率を共済金額に乗じてお支払いします

加入申込期限

令和8年 5月 10日

掛金等払込期限

令和8年 6月 10日

正当な理由がなく共済掛金の払込を遅滞された場合は、事業規程により共済関係の解除となります

危険段階別共済掛金率

過去の共済金受取実績に応じて掛金変動します

危険段階は「0」を中心に「-20」～「20」区分の 41 段階に分類（加入1年目は「0」区分）

被害申告について

共済金の支払いが見込まれる被害が発生したときは遅滞なく組合まで連絡をお願いします

収穫後に被害申告をいただいても共済金はお支払いできません

青色申告をされている農家の方へ

農業収入全体を対象とする **農業経営収入保険** への加入をおすすめします

農業経営収入保険では収穫後に発覚した被害(傷果による腐敗など)また、果樹共済では対象となっていない
せとか、カラマンダリンなども補償できます

留意事項

加入申込にあたってはホームページ掲載の定款及び事業規程を了知したうえ、果樹共済重要事項説明書を必ず一読いただき、内容をご確認ください

加入申込後に圃地の面積、植栽本数などに変更があった場合は組合まで連絡をお願いします

その他

半相殺減収総合一般方式以外の収穫共済(全相殺減収方式、全相殺品質方式、地域インデックス方式、災害収入共済方式)、樹体共済については、ホームページをご覧ください

全相殺減収方式、全相殺品質方式、災害収入共済方式は JA 等の出荷団体または税務申告書類から収穫量の概ね全量を把握できることが加入の条件です

安心のネットワーク

NOSAI 三重県農業共済組合

お問い合わせ <https://www.nosaimie.or.jp/>

事務所名	所在地	管轄市町
北勢会館 (北勢地域セクション)	〒511-0902 桑名市松ノ木 4-7-89 ☎0594-33-1117	桑名市 木曾岬町 東員町 いなべ市 四日市市 朝日町 菰野町 川越町
農業共済会館 (中央地域セクション)	〒514-0008 津市上浜町 6-81-11 ☎059-224-0505	鈴鹿市 亀山市 津市 伊賀市 名張市
南勢会館 (南勢地域セクション)	〒519-2181 多気郡多気町相可 1687-4 ☎0598-38-3331	松阪市 多気町 明和町 大台町 伊勢市 玉城町 大紀町 南伊勢町 度会町 鳥羽市 志摩市 尾鷲市 紀北町 熊野市 御浜町 紀宝町